

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年 3月 3日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成26年 3月 3日（月）9時31分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 米澤壽重 議員 13番 遠藤義光 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田 和久	定住対策課長	八幡 哲
副町長	池田 高世偉	農林水産課長	佐々木 千明
教育長	山本 和博	上下水道課長	山崎 龍一
総務課長	大庭 孝久	建設課長	井川 善寿
会計管理者	井川 芳樹	総務学校教育課長	村上 孝三
企画財政課長	渡部 誠	生涯学習課長	濱田 勉
税務課長	池田 茂良	布施支所長	大上 一郎
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	宮本 智幸
福祉課長	阿部 眞澄	都万支所長	田中 秀喜
保健課長	長田 栄	行政係長	中村 恒一
環境課長	山川 由夫	財政係長	宇野 慎一
観光課長	吉田 隆		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 4 号 平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議 第 5 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 6 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 7 号 平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 8 号 平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 9 号 平成 25 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 10 号 隠岐の島町消防団設置条例
- 議 第 11 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 12 号 隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町ダイビング施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町地域産物販売提供施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議 第 26 号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町農産物加工品流通拠点・交流滞在施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 28 号 隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 30 号 隠岐の島町林業総合センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 31 号 隠岐の島町希少林産物増殖施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 32 号 隠岐の島町環境緑化木生産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 33 号 隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 34 号 隠岐の島町布施地区漁業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 35 号 隠岐の島町漁船保全修理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 36 号 隠岐の島町企業立地支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 37 号 隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 38 号 隠岐の島町都万漁港海岸環境施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 39 号 隠岐の島町健康管理増進施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 40 号 隠岐の島町国分寺外苑牛突場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 41 号 隠岐の島町交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 42 号 隠岐の島町滞在型宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 43 号 隠岐の島町過疎地域滞在型宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 44 号 隠岐の島町宿泊研修施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 45 号 隠岐の島町観光遊覧船施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 46 号 隠岐国分寺蓮華会舞演舞場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 47 号 隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 48 号 隠岐の島町ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 49 号 隠岐の島町国民保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 50 号 隠岐の島町簡易宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 51 号 隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 52 号 隠岐の島町浄土ヶ浦休憩所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 53 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議 第 54 号 隠岐の島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 55 号 隠岐の島町準用河川管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 56 号 隠岐の島町普通河川道路等管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 57 号 隠岐の島町港湾施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 58 号 隠岐の島町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例
- 議 第 59 号 隠岐の島町ユース・ホテル設置及び管理条例を廃止する条例
- 議 第 60 号 隠岐の島町公営駐車場整備基金条例
- 議 第 61 号 隠岐の島町鮮魚運搬船設置及び管理条例
- 議 第 62 号 隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例
- 議 第 63 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 64 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 65 号 工事請負変更契約の締結について〔中条小学校校舎大規模改造（建築主体）
工事〕
- 議 第 66 号 指定管理者の指定について〔第八姫島〕
- 議 第 67 号 平成 26 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 68 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 69 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 70 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 71 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 72 号 平成 26 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 73 号 平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 74 号 平成 26 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 75 号 平成 26 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 76 号 平成 26 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 77 号 平成 26 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 78 号 平成 26 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 79 号 平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 80 号 平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計予算

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、平成26年第1回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時31分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により12番：米澤壽重 議員、13番：遠藤義光 議員を指名します。

日程第2、会期の決定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から3月13日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る平成25年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、山梨県甲府市議会、兵庫県議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課長の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

この視察内容は、共に隠岐世界ジオパークの取組みについてでありまして、全国の注目度の高まりをひしと感じているところであります。

2月4日には、全国離島振興市町村議会議長会理事会と第2回総会が東京の「全国町村議員会館」で開催され出席いたしました。

総会の内容は、会務報告に始まり、平成26年度事業計画及び予算について決定しました。

また、空席となっていました会長には、鎌田勇二郎鹿児島県中種子町議会議長が選出され

ました。

2月21日には、平成25年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、会務報告に始まり、平成25年度一般会計、平成26年度事業計画案及び予算案などについて審議され全会一致で可決いたしました。また、要望決議案について「道州制に反対する要望決議」「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の2件が提案され全会一致で決議されました。

県内郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは隠岐島の交通体制の強化と整備促進について、離島医療体制の充実強化についての要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

翌22日には、「竹島の日」記念式典が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

会場受付では、この度、第3期竹島問題研究会が編集発刊した「竹島問題100問100答」が配付されました。

これは、県内外で竹島問題の理解を深めてもらうために絶好の図書であり、本町においても、今後有効に活用されることを期待いたします。

次に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

最後に、請願及び陳情などについてであります。本日までに要望書3件を受理いたしました。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ずもってお慶び申し上げます。

本日は、平成 26 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、平成 26 年度一般会計及び特別会計の当初予算並びに平成 25 年度一般会計及び特別会計の補正予算、更には条例の制定及び一部改正や指定管理者の指定など 77 件の諸議案を提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、12 月に開催をいたしました「第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

まず、「ふるさと隠岐の島応援寄付」に関する状況につきましてご報告を申し上げます。

ふるさと隠岐の島応援寄付につきましては、平成 25 年度は、1 月末現在で 35 件、320 万円余りのご寄付をいただいております。総額は、平成 25 年度末で 2,700 万円を超える見込みでございます。この場をお借りし、あらためましてご寄付いただいた方々に感謝の意を表する次第でございます。

新年度には、図書館の図書購入の財源といたしまして 100 万円を充当する計画を今しておりますが、今後も有効に活用させていただく所存でございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告をいたします。

1 月 22 日、東京において、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め、外務省、文部科学省、農林水産省、防衛省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員、また関係いたします国会議員の先生方々に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施いたしました。

内容は、まず第 1 番目が「竹島を所管する組織の内閣府への早期設置」についてであります。2 番目が「隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設といたしまして国直轄の『竹島漁撈歴史記念館』の設置」、3 番目が「暫定水域における漁業秩序の確立のための改正日韓漁業協定の早期締結」、4 番目が「国境離島における国防体制の更なる強化」及び 5 番目といたしまして「学校教育における竹島に関する学習の強化」の 5 項目を重点的に要望いたしましたところでございます。

また、2月22日には、松江市の県民会館において「竹島の日」記念式典が開催されました。私も議員の皆様方や、また地元久見地区の皆様方とともに出席をさせていただきました。

今回は、政府関係者といたしましてよしたみ亀岡偉民内閣府政務官も出席されましたが、今後、国の責務において、記念式典等が開催されるよう、切に願うものでございます。

次に、島根大学と包括連携に関する協定の締結につきましてご報告を申し上げます。

2月28日に、本町ふれあいセンターにおきまして、島根大学小林学長様と包括的連携に関する協定を締結させていただきました。

昨年12月定例会においてご説明をさせていただきましたが、本町の、「まちづくり」、産業振興、保健福祉、地域医療、教育関係それぞれの各分野におきまして、さらに連携強化を図り、地域振興推進はもとより、人材育成にもつなげてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、超高速船レインボージェット²の就航につきましてご報告を申し上げます。

昨年11月末退役をいたしましたレインボー2の後継船といたしまして、今月1日から超高速船レインボージェットが就航をいたしました。

2月16日には、西郷港におきまして、島根県副知事様を始め、関係各位をお招きをし、たくさんの町民の皆様方が見守る中、盛大に竣工式が開催されたところでございます。

レインボージェットでございますが、レインボー2に比べ、船体が一回り小さくなっております。船の長さが27メートル、船腹が9メートル、総トン数が173トン、定員も61名少ない256人乗りとなっておりますが、波高3メートルまで運航可能とされており、就航率が高まると同時に、通年運航への期待が高まるものでございます。

これを契機に、島民の皆様方の安定した交通手段の確保とともに観光振興を始めといたします地域活性化につなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、県立古代出雲歴史博物館「神々の国企画展『隠岐之国展』」につきましてご報告を申し上げます。

昨年12月27日から本年2月23日までの約2か月間、出雲市にございます県立古代出雲歴史博物館におきまして、特別企画展「隠岐之国展」が開催をされたところでございます。

会場には、隠岐地域の歴史的価値の高い文化財が多数展示をされ、細やかな説明も施されており、訪れた方々から大変好評をいただいたところでございます。

同会場は、平成の大遷宮で賑わっております出雲大社の東隣ということもございまして、開催日より全国からたくさんのご来場者を数え、当初の来場者目標数8,000人を超えまして、

最終的には1万3,000人を数えたと、このように伺ったところでございます。

今回、このような企画展が実現いたしましたのも、同博物館を始め、貴重な文化財等をご提供いただきました多数の関係者の皆様方のご尽力によるものであり、その熱意とご努力に深く感謝するものございます。

今後、「神々の国」或いは「縁結び」をキーワードに全国から注目が高まっております島根県出雲地域との連携を更に深めながら、隠岐からの情報発信を強化し、誘客につなげてまいりたいと考えておるところであります。

最後に、消防出初式につきまして、ご報告を申し上げます。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催し、消防団員等関係者約400名の参加によりまして、総合運動公園で通常点検、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方を始め、多数のご来賓のご出席を賜り式典を開催いたしましたところでございます。

式典終了後、役場前におきまして消防車15台と隠岐島消防署のはしご車によりまず一斉放水を行い、下西保育所園児や大勢の町民の皆様方にもご覧をいただけたかと思えます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、12月の定例会以降、私の出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後ろに掲載をいたしておりますのでご参照いただきたいと思います。

議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」終了です。

日 程 第 5、町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方につきましてご説明を申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政運営の考え方につきましては、就任以来一貫して申し上げてまいりましたが、隠岐の島町の総合振興計画に掲げてございます、三つの基本目標であります。

まず、「島をリードする隠岐びとが育つまち」、次が、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、三つ目が「みんなで支えるやさしい福祉のまち」を実現いたしますため、諸施策を展開してまいりたいと思えます。

本町におきましては、地方交付税の一本算定が直前に迫り、更に行財政改革の取組みが必要不可欠な状況でございます。

また、加速をいたしております少子高齢化、低迷する地域経済、地震・津波の災害対策の強化など、まだまだ多くの課題が山積しているかと存じます。

このような中、町民の皆様方と力を結集し、知恵を出し合いながら地域課題の解決に向け取組んでいかなければなりません。地域の活力を高め、住みよい暮らしと定住の基盤をより強固なものにしていきたいと考えており、町民の皆様方の声を更に大切にする上からも、少しでも多くの対話の機会を持ち、町民の皆様方が主役となるような“まちづくり”を念頭に、職員と一丸となって取組みを進めてまいります。

それでは、新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取組みについてご説明申し上げます、本町が置かれております状況をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

始めに、財政状況と財政健全化に向けた取組みについてであります。

政府は、今年度も経済対策として5兆4,654億円の補正予算を組み、追加公共事業の実施、市町村が実施をいたします地域活性化に向けた事業に対しまして地域交付金の交付など、今春の消費税率引上げに伴う反動減に対応し、切れ目のない経済対策をとる考えを示しています。

新年度の経済財政運営につきましては、経済成長につながる施策を積極果敢に実行してまいりますとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要であるとしております。

そして、新年度の地方財政への対応としては、社会保障の充実分を含め、一般財源総額につきましては、今年度の水準を相当程度上回る額を確保することを基本としています。

一方、地方交付税につきましては、今年度と比較をいたしまして1パーセント減、1,796億円の減で総額16兆8,855億円となっております。本町においても交付税の減額が見込まれるところで大変危惧しているところでございます。

本町の財政状況は、平成16年の合併以来行財政改革に取り組んでまいりました結果、地方債現在高及び実質公債費率等の財政指標におきましては、少しずつではございますが改善されてきたところでございます。

しかしながら、この状況は地方交付税の特例加算がなされている、期間内での数値改善であり、交付税が一本化となります平成27年度以降で考えますと、健全な財政状況には程遠く、

なお厳しい状況にあり、財政健全化に向けて新たな行財政改革に取り組まなければならないと、このように考えているところでございます。

本町の新年度予算におきましては、一般財源ベースで今年度予算額以下を原則とし、地方債の発行額につきましても抑制をし、財政の健全化を目指しながらも、町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成とさせていただいたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は、151億8,000万円余りでございまして今年度とほぼ同額となっております。歳入の普通交付税におきましては、8,500万円余り、1.3パーセントの減を見込まざるを得なくなっておりまして、基金を活用することで投資的経費におきましては、22億7,000万円余りを確保し、今年度比較18.3パーセントの増とさせていただいております。また、下水道及び簡易水道などの事業を含めると大幅な増額でございまして、積極的な予算とさせていただいたところであります。

次に、行財政改革の取組みについてでございます。

新年度は、第2次の行財政改革大綱の最後の年でございまして、地方交付税の一本算定を考慮いたしますと、更に行財政改革が必要なことは明白であり、第3次の行財政改革大綱の策定を予定させていただいているところであります。

今後、第2次の行財政改革大綱の実施状況を検証し、安心して暮らせる公共サービスを維持してまいりますために、「公共サービスの改革」、「行政運営の改革」、「財政構造の改革」等を実現すべく、具体的な取組み内容やスケジュールを明らかにしてまいりたいと思います。

次に、産業の振興と経済対策についてでございます。政府は、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉をにらみ、現行の制度を大きく見直し、いわゆる“攻めの農林水産業”を展開してまいりますための新たな政策を取りまとめたところでございます。

本町といたしましては、これら国の政策に注視しながら、各施策に取り組んでいくことはもちろんでございますが、農林水産業に携わる方々との連携を更に深めながら、離島の特性や豊かな資源を活かし、本町の地域食材の付加価値を高める取組みや仕掛けづくりを推進していくことで、所得の向上や雇用の創出に向け取り組んでまいらなくてはならないとこのように考えているところであります。

まず、農業では、持続可能な力強い農業を実現するために、新年度より始まります「農地中間管理機構」や「日本型直接支払制度」等を活用し、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させてまいりますとともに、農業が魅力ある産業として次代に引き継がれていくよう、新規の青年就農者を中心とした経営安定に向けての支援を重点的に進めてまいりたいと思

ます。

また、「島の香り隠岐藻塩米」を始めといたします特産品のブランド力の強化を目指しますとともに、新たな特産品の開発も積極的に進めてまいります。

農業施設の整備にあたりましては、ほ場整備地区の用排水路及び農道の維持管理から、老朽ため池の整備など計画的に実施してまいりますとともに、農業用水のパイプライン化に取り組み、維持管理費の節減及び生産性の向上に努めてまいります。

林業では、木材の生産拡大と隠岐産材を活用した住宅の新築・改築に対する補助制度の継続などによります木材需要の拡大を図ってまいりますとともに、林道などの林業生産を行うための基盤の整備や施業の集約化により、生産性の向上やコスト低減を進めてまいりたいと思います。

さらに新年度より、林業関係者の方々との連携のもと、島内木材の計画的な伐採や集出荷が可能となる体制を構築する他、島内産原木を本土へ出荷する際の海上輸送費を支援することで、林業経営の安定化につなげてまいりたいと思います。

また、近年多発いたしております豪雨災害時の山林の土砂流出に象徴されますように、森林の適正な保全管理は、住民の皆様様の安心・安全の生活には欠かせない施策であるところのように考えているところであります。

本町におきましては、一昨年より放置されました間伐材等の新たな有効活用策として期待をされております木質ペレットの普及につきまして、製造施設建設に向けた検討に併せて、シンポジウムの開催等、町民の皆様方への啓発活動に取り組んでまいりました。

新年度では、採算性も含め、踏み込んだ分析と検証を行い、その結果をもって事業実施の最終的な判断をいたしてまいりたいと考えているところであります。

畜産業では、豊かな自然環境や森林環境を活用いたしました牧野を整備することによりまして、繁殖牛の増頭はもとより放牧による足腰の強い子牛の育成や、畜産経営の低コスト化を進めてまいります。

また、自給飼料の確保のための飼料用米の生産と、飼料用稲の生産体制の強化に取り組み、耕畜連携によります安定的な飼料の確保に努めてまいります。

水産業につきましては、本町の水産品の知名度の向上や、高付加価値化を進めるために、特色ある加工方法の確立や販売 PR、鮮魚を本土へ出荷する際の海上輸送費の支援など、漁業者の皆様方が鮮魚を安心して出荷販売できる環境整備と所得の向上に向けた取組みを積極的に進めてまいります。

また、藻場の再生や水産資源の増加を図るため、アワビやマダイの種苗放流を継続するとともに、磯焼けの実態調査を行うなど磯根資源の保全・漁獲の向上に努めてまいります。あわせて、今年度より取組んでおります隠岐水産高校との連携によります新たな水産加工品の開発、販路拡大のためのPR活動を継続し、新年度では、これら開発商品の島内生産の可能性を検証するために、加工場建設の市場調査を行うなど、6次産業化につなげていく取組みを進めてまいりたいと思います。

漁港施設の整備については、漁港の適正な維持管理や施設の機能強化など、漁業者の方々が使いやすく、かつ安全な港づくりを進めてまいります。

次に、雇用対策につきましては、人口の自然減が著しく、定住人口増加のための雇用の場の確保は、本町の課題であると認識いたしております。

今年度に引き続き、新卒生徒を採用した地元企業に対して補助金を交付する制度を活用し、町内で働く意欲を持った若者の新たな雇用と定住促進に取り組んでまいりますとともに、定着化を図るための研修制度の充実にも努めてまいりたいと思います。

また、経済情勢の悪化によります雇用・失業者対策につきましては、国・県の補助制度の活用や町の単独事業と併せまして雇用の確保に努めてまいります。

経済対策につきましては、消費が島外に流出しないよう、にぎわい商品券事業を再度計画いたしております。景気の低迷が続く中、本町では、「ひと・もの・かね」の循環こそが、課題であると認識し、雇用対策も含めまして対策を実施してまいりたいと思います。

次に、観光振興への取組みについてでございます。

回復の兆しが見られると言われる我が国の経済状況ですが、離島の観光につきましてはやはり割高感が払拭できない状況にあり、入込客数にも大きな変化はみられず、依然として厳しい状況でございます。

このような中、昨年9月の「隠岐世界ジオパーク」認定は、今後の交流人口拡大を図る上での大きな好機であり、島の魅力の積極的な情報発信に努め、リピーターの確保でありますとか新規顧客の獲得を目指してまいりたいと思います。

特に、個人のお客様へのサービスの向上といたしまして「ジオ周遊バス運行支援」や隠岐世界ジオパークの拠点としての隠岐自然館の魅力アップにも努めてまいりたいと思います。

また、本町の観光振興の“道しるべ”としております「隠岐の島町絵の島花の島観光振興計画」を再度見直し、事業の評価・検討を行い、推進体制の強化を図ってまいります。

今後も来訪者へのきめ細かな情報提供と、人情味あふれるおもてなしに努めてまいります

とともに、独自の観光資源の維持・確保や宿泊施設を始めといたします観光関連施設等の充実に努めてまいります。

また、隠岐空港を利用して新たな地域からのチャーター便運航の実施に向けた誘客活動等も行い、前年度を上回る入込客数を目指して積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、交通網の整備についてであります。

生活バス路線の運行につきましては、年々利用者数が減少している状況にございますが、高齢者を始めといたします移動に不便を強いられております皆様方にとりまして、大切な公共交通であることを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上に取り組んでまいりたいと思います。

隠岐航路につきましては、本土地域に比べ割高な航路運賃の改善など、町民の皆様方の主たる交通手段である離島航路の課題につきまして、今後も全国離島振興協議会や離島自治体と協力しながら、国に積極的に働きかけてまいります。

また、隠岐汽船株式会社に対しましては、航路の安全運航と更なるサービス向上への努力を要請してまいります。

特に、本年3月より就航いたしました超高速船レインボージェットにつきましては、町民の皆様方や観光客の皆様方の期待にお応えできるよう重ねて要請をしてまいりたいと思います。

隠岐空港の利用促進の取組みにつきましては、航空業界を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況ではございますが、出雲便、大阪便ともに目標値に近い搭乗率を確保しており、路線の維持に努めて今後もまいりたいと思います。

夏季ジェット便につきましては、町民の皆様方を始め関係者のご尽力により、新年度も運航が決定をいたしております。島根県を始め関係団体との連携を図りながら利用促進対策を推進してまいります。また、将来の羽田直行便の実現を視野に入れながら、具体的なプロモーション活動を展開させ、今年度を上回る搭乗率の確保に向け取組みを強化してまいりたいと考えているところであります。

次に、地域医療・地域福祉についてでございます。

地域医療につきましては、医師や看護師等の医療従事者の不足等全国に共通する深刻な問題はまだ終わっておりません。

本町におきましても、都万診療所の医師が昨年10月から不在となり、医師の募集活動を行っているところでございますが、今、招へいすることが困難な状況でございまして、都万地

区の皆様方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。しかしながら、一日も早く体制が整備できますように、今後も引き続き県及び隠岐広域連合と連携を図りながら、情報を収集し、一刻も早く着任が実現できますよう、更なる努力を傾注してまいりたいと考えております。

医療従事者の確保につきましては、関係大学や専門学校の地域推薦入学制度を活用するとともに、県立大学との連携のもとでの地域医療を目指す看護師の育成など、地域医療を担う医療従事者の人材育成とその確保に努めてまいりたいと思います。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況が続いておりますが、高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担ってまいりますとともに、予防医療に努め、健康で安全・安心して暮らせるよう、町立診療所としての体制を維持しながら運営してまいりたいと考えております。

保健事業につきましては、医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着した保健指導に取組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ってまいります。あわせて、国民健康保険事業におきましては、将来にわたって安定した国保運営ができますよう、年次計画に沿って保険料の改定をしており、特定健診を始めといたします保健事業や生活習慣病の予防事業などを実施し、医療費の削減に向けた取組みを行ってまいります。

地域福祉につきましては、総合振興計画の基本目標でございます「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の実現を目指し、町民の皆様方、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などと協力して取組んでまいりますことで、地域の実態に即したきめ細やかな対応ができる、総合的な地域福祉の充実を図ってまいりたいと思います。

障がいのある方への支援につきましては、「障がい者の日常生活の社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がいのある方・障がいのある児童が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、障がい者福祉サービス、地域生活支援事業等を実施してまいります。

高齢者の方への支援につきましては、高齢者の方が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいりますため、平成 27 年度からの改正介護保険法に対応した計画策定の検討を進めてまいりますとともに、介護予防・日常生活支援総合事業に取組んでまいります。

また、地域の皆様方と連携を協調し、地域力をお借りしながら途切れることのない適切なサービスを効果的に提供できますよう、各種の事業を展開してまいります。

子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進するための支援計画策定に向け調査・検討を進めてまいります。

生活困窮者の方への支援につきましては、国が行います保護基準の見直しや保護制度の改正を注視しながら困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障してまいりますとともに、自立を助長するように支援をしてまいりたいと思います。

次に、安全・安心で快適な“まちづくり”についてでございます。

近年の災害は、いつ、いかなる場所でどのようなことが起こるのか全く予想ができない状況下であり、いかなる災害にも対応し、地域の安全・安心を確保することが課題となっており、

本町におきましては、自治会組織・関係機関との連携強化を図りながら、地域における防災意識の高揚のための研修会の開催でありますとか避難訓練の実施に向けた支援策など、防災体制の確立並びに災害対策の強化に努めてまいります。

特に、自主防災組織の組織率の向上は急務でありまして、その重要性を啓発しながら取り組みを進めてまいります。

道路整備につきましては、町民の皆様方の安全と安心を基本とした町道整備を進めてまいりますとともに、国道・県道につきましても、国及び県と協議を進めながら改良事業が推進されますよう努めてまいります。

公営住宅につきましては、町民生活の安定と社会福祉に貢献できる住宅の整備を進めてまいりますとともに、若者定住促進住宅などにおきましては、指定管理制度の導入によりまして維持管理の効率的な運営に努めてまいりたいと思います。

また、近年、大きな社会問題にもなっております、空き家で倒壊など危険性のある建物につきましては、町民の皆様方の安全と安心確保に向けた対策を講じるよう、新たな取り組みを進めてまいりたいと思います。

上水道の整備につきましては、町民の皆様方に「安心・安全な水道水」をお届けするよう努めてまいりますとともに、近年の水質の変化にも対処できますよう施設整備を推進してまいります。

下水道の整備につきましては、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業、集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大に併せて、接続促進の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

自然環境対策につきましては、昨年開設されました国の出先機関でございます自然保護官事務所及び県とともに、隠岐世界ジオパーク認定に即した環境の整備に取り組んでまいります。

海岸漂着ごみ対策につきましては、県と協調し、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、国への財政支援の要望活動を積極的に引き続き行ってまいります。

また、町内に散見されます不法投棄ごみにつきましても、計画的に除去及び処分を実施するとともに、啓発活動を推進してまいります。

ごみ処理・し尿処理施設につきましては、安心・安全な環境施設として、できる限りの長期にわたり町民の皆様方にご利用していただけますよう、定期整備工事及び基幹的設備の更新を実施し、施設の延命化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、人材育成についてでございます。

本町は、「島をリードする隠岐びとが育つまち」を基本目標にしておりまして、将来にわたりまして、本町が光り輝き続けるためには、心身ともに健全で、未来を切り開く勇気と行動力のある人材を育て続けていかななくてはなりません。ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う「隠岐びと」の心を育て、教育・医療・福祉及び産業など、あらゆる分野で多彩な人材育成を支援してまいらなくてはならないと考えております。

学校教育についてでございますが、生きる喜び、学ぶ楽しさを通して、一人ひとりの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きぬくことができる子どもたちを学校、家庭、地域が一体となり育ててまいります。

また、不登校など支援が必要な児童・生徒につきましては、教育支援センター「スマイル」において、相談体制の充実に努め、心の問題を抱える子どもたちのケアにも取り組んでまいらなくてはならないと思っております。

社会教育につきましては、隠岐の自然環境や歴史・伝統文化の素晴らしさを再認識し、隠岐で生活することに喜びや誇りを感じ、幼少年期から学習・運動・食育などの適切な指導と地域活動などによります実体験を積み重ねながら、考えて行動する力を養い、広い視野と豊かな感性を持つ人材を育成してまいりたいと思います。

次に、竹島領土権の確立への取組みについてであります。

昨年2月、国におきましては、国民世論への啓発、国際社会への情報発信など積極的に取り組むために、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置しました。

国として内外への発信の強化を図り、領土・主権に関する理解を国民の間で深めるため、特に、教育を通じた啓発の強化を目的としたものでございます。

国におきましては、領土権問題に関する体制強化が少しずつなされてきておりますが、竹島問題につきましては、まだまだ進展がみられない状況に変わりはありません。

本町におきましては、新年度、総務課内に竹島対策室を設置し、竹島の領有権の早期確立に向け取組みを進めますとともに、県及び竹島領土権確立期成同盟会等と、国の啓発施設の建設や隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視艇並びに船舶複数配備の早期実現などにつきましても要望してまいりたいと考えております。

町税等の収納率の向上及び滞納対策につきましては、徴収対策本部でその方策を協議し、全庁が一体となりまして、組織的で効率的に徴収強化に取組み、納税意識の高揚を図ってまいりますとともに、収納環境を整備することで、自主納付による納期内納付を推進をしてまいりたいと思います。

長期間にわたり滞納が続いている案件、納付に不誠実な案件、納税能力がない案件等につきましては、適正な滞納整理に取組むことで、住民の皆様方の負担の公平を確保し、町財政の健全な運営を図ってまいりたいと思います。

最後に、町村合併 10 周年記念事業について申し上げます。

新年度本町は、ご案内のように平成 16 年に町村合併いたしまして、10 年目、節目の年を迎えることとなります。

10 月開催の記念式典をメイン事業といたし、隠岐の島ウルトラマラソンやいきいき祭など、合併 10 周年記念の冠を付けた事業といたしまして、また、花火大会や野外音楽フェスティバルなど新しい企画事業として今計画いたしてありまして、隠岐の島町としての一体感の醸成につながる事業を展開してまいりたいとこのように考えているところであります。

以上、新年度の町政運営の基本的な私の考え方、重要課題等の取組みについてご説明申し上げましたが、議員各位を始め、町民の皆様方にご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。施政方針に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（石田茂春）

以上で「町長の施政方針」を終ります。

ただ今から、10 時 35 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 24 分 ）

議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 35 分 ）

日 程 第 6、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第4号「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」から議第80号「平成26年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの77件を一括して上程いたします。

日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました77件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

本日、ご提案をいたしました諸議案につきましてご説明を申し上げます。

議第4号から議第9号までの6件につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございます。

まず、議第4号の「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2億9,561万3,000円の追加でございます。補正後の予算総額を153億7,792万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国の補正によります経済対策事業の実施及び各事業の確定によるものでございます。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源及び各事業に町債を充当することに伴いました補正でございます。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」のとおり、「障がい者福祉サービス事業」、「大久漁港整備事業」、「町道中町中条線改良事業」等、国の経済対策によります諸事業におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じておりますので、総額で3億500万円余りを計上いたしております。

また、地方債の補正につきましては、「第3表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものでございます。

次に、議第5号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、9,594万4,000円の追加でございます。

まして、補正後の予算額を 21 億 1,230 万 1,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の増加に伴います療養給付費、高額療養費の増額と支払基金に納付いたします後期高齢者支援金、介護納付金の額の決定により減額するものでございます。

これらの財源につきましては、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、議第 6 号の「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、25 万円の追加でございまして、補正後の予算額を 1 億 6,999 万 4,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員手当の増額を計上するものでございます。

財源につきましては、医師住宅使用料等を充当するものであります。

次に、議第 7 号の「平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、3,130 万 6,000 円の減額でございまして、補正後の予算額を 4 億 1,824 万 4,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、備品購入費及び油井簡易水道水源開発事業におきまして、不用額が生じたので減額をするものであります。

この財源につきましては、地方債及び一般会計繰入金を減額させてもらうものであります。

また、地方債の補正につきましては、「第 2 表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものでございます。

次に、議第 8 号の「平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、5,300 万 5,000 円の追加でございまして、補正後の予算額を 10 億 4,305 万 6,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、公共下水道施設整備事業におきまして、国の補正によります経済対策事業を活用し、事業の促進を図るものであります。

この財源につきましては、国庫補助金及び地方債を増額させていただくものであります。

繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費」のとおり国の経済対策におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、5,300 万 5,000 円を計上いたしております。

また、「第 3 表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更させていただくものであります。

次に、議第 9 号の「平成 25 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第

1号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,012万円の減額でございます。補正後の予算額を3億4,538万円とするものであります。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合に納付いたします療養給付費負担金等の額の確定による減額と、前年度分負担金の精算による返還金がございますので、財源組み替えを行わせていただくものであります。

これらの財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。

続きまして、議第10号から議第62号までの53件につきましては、条例の改正、廃止及び制定に関する議案でございます。

まず、議第10号の「隠岐の島町消防団設置条例」についてご説明いたします。

条例に消防団の名称及び活動区域を制定することとし、従来の条例の全部を改正するものでございます。

次に、議第11号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてでございますが、この条例改正は、新たに総務課に先ほど申し上げましたが竹島対策室及び危機管理室を設けるため、改正を行わせていただくものであります。

次に、議第12号の「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、昨年、職員の再任用の条例を制定いたしましたので、本条例の再任用関係の条文を削除するものでございます。

次に、議第13号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正によりまして、関係条項を変更させていただくものであります。

次に、議第14号の「隠岐の島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、退職報償金支給額を改正するものでございます。

次に、議第15号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてでございますが、入湯税の課税免除につきまして、地域住民の皆様方の健康、福祉の向上を図ることを目的として町が設置した施設に入湯する者を追加するなど、必要な整備をするものであります。

この改正によりまして、隠岐温泉 GOKA の利用者は、課税免除になるものであります。

次に、議第16号の「隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、4月から指定管理者制度を導入するにあたり、条項に一部不備がありまし

たので改正するものでございます。

改正の内容につきましては、使用料の減免及び特別設備等の制限の条項について、教育委員会を指定管理者に読み替えるものでございます。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」についてでございますが、島根県福祉医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正によりまして、受診者の自己負担上限額の引き下げ及び福祉医療対象者に精神障がい者が追加されたことに伴います改正でございます。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についてでございますが、生活保護世帯及び災害等特別の事情がある場合に、利用者の負担軽減のため利用料の一部を免除するものであります。

また、あわせて利用料規定のうち保険料につきましては、当該年度の保険料実費相当額を徴収いたしますことから、利用料規定から削除するものでございます。

次に、議第 19 号「隠岐の島町ダイビング施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、現在の利用料金がダイビングサービスに対する料金の設定となっております。施設利用に対するものとなっていないことから、ダイビング施設の利用に対する料金設定に改めるものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、大久浄化センターの完成に伴いまして、同施設をこの条例に追加をさせていただくものでございます。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、指定管理者が行う業務におきまして家賃及び共用部分の使用料の徴収に関する業務を追加させていただくため、条例の改正が必要となったものであります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、公営住宅の建替事業におきまして整備しております下西地区の宮ノ前団地建替事業の進捗に併せまして、老朽化した住宅 12 戸を廃止し、新たに 8 戸の住宅を加えるため、条例の改正をお願いするものであります。

次に、議第 23 号の「隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 57 号「隠岐の島町港湾施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの 35 件の条例についてでございますが、本年 4 月 1 日から消費税率が現行の 5 パーセントから 8 パーセントに改定されることに伴い、それぞれの施設の使用料等を改正するものでござい

ます。

なお、議第 47 号の「隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 51 号「隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の 5 件の条例につきましては、「指定管理者による管理」の条項に一部不備がありましたので、これを併せて改正をさせていただくものでございます。

次に、議第 58 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例」についてでございますが、本条例は、平成 22 年度過疎法の一部改正時に特例措置として 3 か年に限り過疎債を基金積立し、事業活用することが可能となる制度でございましたが、本町においては、地域活性化交付金等に活用してまいりましたこの事業が、本年度末で 3 か年間事業が終了となることから廃止をさせていただくものであります。

次に、議第 59 号の「隠岐の島町ユース・ホステル設置及び管理条例を廃止する条例」についてでございますが、この施設につきましては、すでに取り壊しておりますので、今回条例を廃止するものでございます。

次に、議第 60 号の「隠岐の島町公営駐車場整備基金条例」についてでございますが、本町が設置しております駐車場について、大規模修繕等に対応するための経費を基金に積み立て、安定した駐車場の管理運営を図るための条例を新たに制定させていただくものであります。

次に、議第 61 号の「隠岐の島町鮮魚運搬船設置及び管理条例」についてでございますが、本土までの海上輸送コストの削減と漁業所得の向上を図ることを目的として本町が建造をいたしました鮮魚運搬船につきまして、新たに条例を制定させていただくものあります。

次に、議第 62 号の「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例」についてでございますが、本町におきましては、昨年世界ジオパークに認定され、新たな観光交流人口の拡大の好機を迎えております。しかしながら、本町の宿泊施設は、質・量ともに減少の一途をたどる状況下にあります。

本条例は、本町観光の強化のため、受け入れ態勢の充実を図り、今後の観光振興策を積極的に展開する礎となるよう設置するものでございます。

次に、議第 63 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に過疎対策事業債を充当いたしますため、過疎自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により議決を求めるものでございます。

ちなみに、追加となります事業でございますが、産業の振興に区分される「那久漁港整備

事業」、「ビジネスプランコンテスト開催事業」及び生活環境の整備に区分される「油井簡易水道水源開発事業」の3件を追加計上するものであります。

次に、議第64号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」でございますが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成24年度から平成28年度までの中条辺地、東郷辺地、西郷辺地に係る総合整備計画及び平成22年度から平成26年度までの五箇辺地、都万辺地に係る総合整備計画におきまして、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議決を求めるものであります。

ちなみに、追加する事業は、次のとおりでございます。

中条辺地は、飼料収穫機械導入事業、東郷辺地は、隠岐の島町交流宿泊施設整備事業、西郷辺地は、地域間交流施設整備事業、防災行政無線設置工事の2件、五箇辺地は、北方集会所建設事業、特定環境保全公共下水道整備事業、隠岐特産品加工施設整備事業の3件、都万辺地では、都万診療所医療機器整備事業、消防施設整備事業の2件、合計9件でございます。

次に、議第65号「工事請負変更契約の締結について〔中条小学校校舎大規模改造（建築主体）工事〕」でございますが、労務単価の改正による人件費の見直し及び実施施工においての精査による外壁・床等の改修する面積の増、県の指導によります防火窓・防火扉の設置、書架・机の設置等により工事費を追加する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について、議決を求めるものでございます。

次に、議第66号の「指定管理者の指定〔第八姫島〕について」でございますが、本町が設置した鮮魚運搬船「第八姫島」の管理運営を指定管理者に行わせることとし、適正な管理が見込める当該団体を候補者といたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議第67号から議第80号までの14件につきましては、一般会計並びに特別会計の平成26年度当初予算でございます。

まず、議第67号の「平成26年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら、“まち”の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れるなど、当初予算額を歳入歳出それぞれ151億8,000万円といたしております。

歳出予算の概要でございますが、人件費及び公債費において行財政改革の効果から1億

7,000 万円の減額、また、隠岐広域連合への負担金におきまして仁万の里建設事業や超高速船導入事業の完了によりまして 4 億 4,000 万円余りの減額となっております。

一方、導入後 10 年が経過する電算基幹システムの更新、消防本部庁舎整備事業、また、消費税増税に伴います給付金事業及び町村合併 10 周年記念事業など新たな事業を実施するための予算を計上いたしております。

歳入予算の概要につきましては、地方交付税の動向が気になるところではございますが、政府は、地方交付税全体で前年度の 1 パーセントの減額を予定しておりますので、その影響額等を考慮し 0.5 パーセントの減を見込み計上させていただいております。

また、先に申し上げました、電算システムの更新など新規事業に対応してまいりますため、財政調整基金及び地域振興基金からの繰入を予定いたしております。

次に「債務負担行為」でございますが、電算システム更新の 3 事業の措置、及び「地方債」は起債目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

その他、一時借入金の借入れの最高額を 30 億円として、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案させていただくものでございます。

次に、議第 68 号の「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 7,520 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 4.2 パーセントの増となっております。これは、療養給付費、高額療養費の増加によりまして保険給付費が増額になり、併せて支払基金に納付いたします後期高齢者支援金が増額となります。また、欠員となっております一般職員が復職をいたしまして人件費が増額となっております。こういったことが主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、人件費等の一般管理費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び保健事業費等を計上いたしております。

歳入予算では、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び繰入金等を見込み計上されております。

次に、議第 69 号の「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,840 万円といたしました。

予算総額は前年度比で 3.8 パーセントの増となっております。この要因といたしましては、職員異動による人件費及び医薬材料費が、主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算は、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として繰入金等を見込み計上をいたしております。

次に、議第70号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億4,600万円といたしております。

予算総額は前年度比で1.7パーセントの減となっております。これは、医療機器購入費の減が主な要因であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費及び医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入等を見込み計上いたしております。

次に、議第71号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億6,560万円といたしております。

予算総額は、前年度比で2.2パーセントの減となっております。この要因は、患者数の減少と、医療機器購入費の減が主なものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として町債、繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第72号の「平成26年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,840万円といたしております。

予算総額は、前年度比で34.4パーセントの増額となっております。この主な要因は、施設整備費の増額によるものです。

歳出予算の主なものは、20か所の施設について、安定した給水を確保するための維持管理に要する経費及び起債償還金並びに施設改良に要する経費を計上させていただいております。

施設整備につきましては、都万目簡易水道の改良事業及び上水道事業との事業統合に伴います近石簡易水道及び歌木簡易水道までの連絡管を整備する事業でありますとか、釜地区及び大津久地区の施設整備などを実施するものでございます。

歳入予算の主なものは、給水料金、国庫補助金、繰入金、町債等を見込み計上させていた

だいております。

次に、議第 73 号の「平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 12 億 2,290 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 1.3 パーセントの増額となっておりますが、これは、公共下水道の施設整備費の増額が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設をはじめ農業集落排水施設、漁業集落排水施設等 17 か所の集合処理施設と個別処理施設でございます浄化槽の維持管理に要する経費でございます。

施設整備では、中町・栄町地区及び五箇地区などの管路布設工事費、西町及び五箇地区などの管路詳細設計委託料、港町地区の雨水施設詳細設計委託料などを計上させていただいております。

歳入予算は、下水道使用料、国県支出金、繰入金、町債等を見込み計上いたしております。

「継続費」は、西郷浄化センター建設事業につきまして、3 か年の事業費を計上いたしております。

次に、議第 74 号の「平成 26 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,040 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 9.7 パーセントの増額となっておりますが、立体駐車場の消防設備及び照明設備等の整備費が主なものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上いたしております。

次に、議第 75 号の「平成 26 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を 2,410 万円といたしております。

予算総額は、昨年度と同額となっております。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、訪問看護に係ります事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 76 号の「平成 26 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4,120 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 8.7 パーセントの増となっております。この要因は、レントゲン現像システム及び電子カルテ用パソコンの更新が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源といたしまして県支出金、一般会計繰入金及び町債等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 77 号の「平成 26 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,210 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 14.0 パーセントの増となっておりますが、これは、医療機器購入費の増が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源といたしましては県支出金及び繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 78 号の「平成 26 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 150 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約 200 パーセントの増でございますが、この要因は、かぶら杉樹勢回復工事にかかる費用が必要となりました。それを計上したものであります。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費でございます。

歳入予算では、県支出金、一般会計繰入金及び土地貸付料等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 79 号の「平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 5,260 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 0.8 パーセントの減となっております。これは、被保険者の増加に伴いまして保険料等の負担金は増額となりましたが、保険給付費の減少によりまして、前年度予算計上額を下回ると見込まれるためでございます。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかります業務委託料等でございます。

歳入予算では、保険料、保健事業補助金及び一般会計繰入金等を見込み計上いたしております。

最後に、議第 80 号の「平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてでございますが、第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として業務の予定量を定めております。

第3条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定されるすべての収益3億2,222万9,000円と、それに対応する費用2億9,885万円を計上いたしました。

第4条では、設備拡充等の建設改良費用及び現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、3億19万1,000円を計上いたしました。

第5条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第6条は、一時借入金の最高限度額を規定したものでございます。

第7条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第8条は、一般会計からの補助金の趣旨を明示し、第9条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けるものでございます。

主な事業は、クリプト対策といたしまして、有木浄水場の高度浄水施設整備事業を、また、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴います配水管移転補償費を計上させていただいております。

以上、77件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時14分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時14分 ）

議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 16時42分 ）

以上で、「新年度各会計予算案の詳細説明」を終わります。

本日は、これをもって終了し、明日3月4日は、本日に引き続き、新年度各会計予算案の詳細説明及び、補正予算案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 16時42分 ）